

# 登園・登校許可願

(新型コロナウイルス感染症用)

園長・学校長 様

園児・児童生徒氏名 :

年 組 ( ) 歳 生年月日: 年 月 日

病名 : 新型コロナウイルス感染症

令和 年 月 日、医療機関 を

受診し、新型コロナウイルス感染症と診断され治療を受けていましたが、「発症した後 5 日を経過し」かつ「症状が軽快した後 1 日を経過していること」を満たしたため令和 年 月 日より登園・登校致します。

記入日: 令和 年 月 日

保護者氏名: ⑩

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による療養後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。

(注: 2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発症した後、5日を経過しました。  
 ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。  
 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

症状が軽快した後、1日を経過しました。  
 ※症状が軽快した日を0日と数えます。症状軽快から1日経過し、2日目から登校が可能です。

「新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後	
例1	発症後1日目に症状が軽快した場合	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後2日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例3	発症後3日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例4	発症後4日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	★軽快	軽快後1日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後5日以降に症状が軽快した場合(例5)は、出席停止期間が延長されます。